

豊川市生活支援等サービスの情報公表に関する実施要領

1 目的

豊川市生活支援等サービスの情報公表に関する実施要領（以下「要領」という。）は、老人福祉法第12条の3に基づき、高齢者の在宅生活を支える生活支援や社会参加（以下「生活支援等サービス」という。）の選択に資することを目的として、市内における生活支援等サービスの情報の受理、公表等の事務手続等を定めることとする。

2 実施主体

実施主体は豊川市とする。市は、生活支援等サービスを行う者から提出される生活支援等サービスの情報を受理し、これを公正かつ的確に公表する事務を行う。

当該事務のうち、生活支援等サービスの情報の受理は、地域包括支援センターにおいても行うことができる。地域包括支援センターが情報を受理した場合は、速やかに市へ報告するものとする。

3 実施方法

(1) 期間

生活支援等サービスの情報の公表期間は、おおむね1年を単位として実施する。ただし、内容に修正がない場合は、継続して情報を公表するものとする。

(2) 公表の対象となる生活支援等サービス

公表する生活支援等サービスの情報は次のとおりとする。

対象サービス	内容
見守り・安否確認	地域の町内会、民間事業者等による高齢者の安否確認や見守りを家事支援等と共に行うサービス。また、安否確認には緊急時に通報できるサービスも含まれる。
配食（＋見守り・安否確認）	配食だけでなく、訪問時に安否確認や見守りも兼ねたサービス。
家事援助	買物や掃除、調理、洗濯等の日常生活に必要な家事を支援するサービス。
外出支援	通院や買物等が一人では困難な方へ移動支援を行うサービス。
多機能型拠点	スーパーやコンビニ、飲食店等に介護の相談窓口、サロンや体操教室等多様なサービスを組み合わせたサービス。
交流の場・通いの場	住民やNPO団体等様々な主体によるミニデイサービスやコミュニティサロン等の交流の場、運動・栄養・口腔ケア等の専門職が関与する教室を開催しているサービス。
介護者支援	介護をしている家族の集いや介護サービスを利用している方の状態維持・改善に向けた知識・技術の教室等であり、介護をする方を支援するサービス。
その他	上記には該当しないサービスで、市長が適当と認めるサービス。

(3) 公表の内容に関する基準

次に定めるものの情報は、公表しない。

- ① 各種法令に違反しているもの
- ② 市の信用又は品位を害する恐れのあるもの
- ③ 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業、又は前身が非合法組織であった企業のもの
- ④ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 責任の所在が明確でないもの
 - エ 情報の内容が明確でないもの
 - オ 国、地方公共団体その他公共の機関が、そのサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(4) 生活支援等サービス情報の提出

生活支援等サービスを行う者がその生活支援等サービス情報の公表を希望する場合は、市または地域包括支援センター（以下「市等」という。）へ、豊川市生活支援等サービス情報提供書（様式1 **－1または1－2**）を提出する。

(5) 生活支援等サービス情報の公表

市は、以下のとおり生活支援等サービス情報の公表を行うものとする。

① 公表を行う時期

市は、豊川市生活支援等サービス情報提供書（様式1 **－1または1－2**）提出後、その内容を審査のうえ適当と認められるときは、生活支援等サービスの情報の公表を行う。

② 公表の方法

市が行う情報の公表方法は、次のとおりとする。

ア インターネットによる公表

市は、生活支援等サービスの情報を、原則として「介護サービス情報公表システム」（アドレス <http://www.kaigokensaku.jp/>）により公表する。

また、市は、インターネットによる公表情報が適切に利用者に提供されるよう、利用者の家族、地域、居宅介護支援事業者等に対し、本制度の活用についての普及啓発に努めるものとする。

イ 紙媒体による公表

市は、生活支援等サービス情報の提供にあたり、生活支援等サービスを行う者がパンフレット等の紙媒体での提供を希望する場合は、豊川市介護高齢課及び地域包括支援センターの各窓口で情報の公表を行う。

③ 費用負担

生活支援等サービス情報の公表にあたり、生活支援等サービスの情報の提供者の費用負担はなしとする。

4 情報の更新

- (1) 生活支援等サービス情報の提供者は、公表された情報の内容に変更があった場合は、変更事項を記載した豊川市生活支援等サービス情報提供書（様式1-1または1-2）を市等に提出するものとする。
- (2) 市は、生活支援等サービス情報の提供者からの変更事項の提出に基づき、内容を確認のうえ公表情報の更新を行う。

5 公表の取消し

市は、次のいずれかに該当するときは、情報の公表を取り消すことができる。

- (1) 生活支援等サービス情報の提供者から、公表取り下げの申し出があったとき。
- (2) 生活支援等サービス情報の内容等が変更され公表の基準に反しているとき又はそのおそれがあるとき。
- (3) その他、情報公表が適切でないと認められるとき。

6 情報提供者の責任

生活支援等サービス情報の提供者は、情報の内容等に関する一切の責任を負う。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から実施する。

(様式1)

豊川市生活支援等サービス情報提供書

平成 年 月 日

豊川市長 殿

住所
提供者
氏名

{法人にあつては、その所在地、名称及び代表者氏名}

生活支援等サービス情報の公表について次のとおり希望します。なお、情報提供にあたっては豊川市生活支援等サービスの情報公表に関する実施要領の内容を順守します。

1 区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更（変更の場合は変更する箇所のみ記載すること）
2 サービス種類	<input type="checkbox"/> 見守り・安否確認 <input type="checkbox"/> 配食 <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 外出支援 <input type="checkbox"/> 多機能型拠点 <input type="checkbox"/> 交流の場・通いの場 <input type="checkbox"/> 介護者支援 <input type="checkbox"/> その他
3 公表方法	<input type="checkbox"/> インターネットによる公表 <input type="checkbox"/> パンフレット等紙媒体による公表 ※紙媒体による公表のみ希望する場合、4・5・10・15のみ記載
4 名称（ふりがな）	
5 名称	
6 郵便番号	
7 所在地	
8 電話番号	
9 対象者	
10 サービス内容	
11 サービス提供日 及び時間	
12 対象エリア	
13 料金体系	
14 その他	
15 提出に係る 担当者等	担当者名： 電話番号： FAX 番号： e-mail：
市記入欄	情報管理番号：H —

